

措 置 状 況 一 覧 表

平成17年度包括外部監査テーマ：滞留債権と偶発債務及びオフバランス債権の管理と今後の改善策

項 目		指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置
滞留債権	回収可能性	徳島県国際交流協会貸付金	現時点で具体的な返済計画はなく、不明である。
		中小企業設備近代化資金貸付金	<p>国際交流協会においては、平成16年3月に策定した第1期中期経営計画期間が終了したことから、平成19年3月に第1期経営計画の検証を盛り込んだ第2期経営計画を策定したところであり、この中で借入金の償還計画を定めている。</p> <p>県としては、この第1期・第2期経営計画に基づき収入増や支出減に努めながら計画的に貸付金の返済がなされるよう指導しているところであり、平成16年度から新規貸付は行わず、17年度以降計画的な償還を受けている。</p>
		中小企業設備近代化資金貸付金	<p>極めて少額の回収を続けることに関して、その費用と効果を検討する必要がある。</p> <p>平成18年度に、中小企業設備近代化資金貸付金の9割を占める高度化資金貸付金の延滞債権を対象に、サービサー委託による債権調査（債務者の現況及び回収可能性等）を実施した。</p> <p>平成19年度には、この調査結果を踏まえ、個別貸付先ごとの管理回収方針を検討し、平成20年7月から、（独）中小企業基盤整備機構と共同して、操業継続中の延滞先を除く債権を対象に、サービサーへの債権管理回収業務の委託を実施中（委託期間は平成21年度末まで）。</p> <p>中小企業設備近代化資金貸付金については、県において、未収金額の多寡や高度化資金貸付金の回収委託の状況、費用対効果などを考慮の上、外部委託の実施について検討していく。</p> <p>また、貸付先や連帯保証人が、無資力又は無資力に近い状態にあると認められる場合は、地方自治法施行令の規定に基づく履行延期の特約の締結を検討していく。</p>
情報開示	中小企業設備近代化資金貸付金	<p>また、その後の処理としては、債務者の状況を見た上で、速やかに県議会の議決を得て、不納欠損処理すべきである。不納欠損処理が手続上時間がかかるのであれば、早期に回収不能見込額の情報開示が必要である。</p>	<p>不納欠損処分又は不能見込額の情報開示については、上記の検討結果や今後の回収・処理の状況を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>ただし、現在は、市町村による個人情報保護の強化が進む中で債務者の収入・資産など償還能力の調査は困難性が増している。</p>

	中小企業高度化 資金貸付金		<p>不納欠損処分又は不能見込額の情報開示については、上記の検討結果や今後の回収・処理の状況を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>ただし、現在は、市町村による個人情報保護の強化が進む中で債務者の収入・資産など償還能力の調査は困難性が増している。</p>
外郭団体に対する貸付	徳島県文化振興 財団貸付金	<p>今後はこのような滞留債権を発生させることのないように外郭団体の事業計画の十分なチェック、収支予測に基づいた合理的な返済計画の策定等、対応策を検討していくべきである。</p>	<p>当該財団設立当時の金利低下による影響を緩和するために貸付を行い、以降の当該財団の経営状況を鑑みて償還を猶予してきたが、平成17年11月に全額の返済を受けている。</p> <p>なお、当該財団において、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした中期経営計画を策定しており、この計画に基づき経営状況、事業計画のチェックを行っているところである。</p>
	徳島県国際交流 協会貸付金		<p>国際交流協会においては、平成16年3月に策定した第1期中期経営計画期間が終了したことから、平成19年3月に第1期経営計画の検証を盛り込んだ第2期経営計画を策定したところであり、この中で借入金の償還計画を定めている。</p> <p>県としては、この第1期・第2期経営計画に基づき収入増や支出減に努めながら計画的に貸付金の返済がなされるよう指導しているところであり、平成16年度から新規貸付は行わず、17年度以降計画的な償還を受けている。</p>
	林業公社貸付金		<p>公社自らが作成した「問題解決プラン」に基づき、平成18年度から平成22年度までの5カ年に、集中して解決すべき課題に取り組んでいる。県も公社の改善支援につながる必要な対応を行っており、「問題解決プラン」の進捗状況についても適宜確認指導を行っている。</p>
条件変更	徳島県文化振興 財団貸付金	<p>貸付当初の契約どおりに返済が行われていないにもかかわらず、適切な対処もせず条件変更がなされ、問題の先送りがされているケースがある。このような対処方法では、回収の適切なタイミングを失い、問題点の議論も曖昧となってしまう。回収の遅延が発生した場合、安易に条件変更を行うことなく、その原因を探り返済計画を再度立案し最大限の保全措置をとる、といった早急かつ合理的な対処方法のルール化が必要である。</p>	<p>当該財団設立当時の金利低下による影響を緩和するために貸付を行い、以降の当該財団の経営状況を鑑みて償還を猶予してきたが、平成17年11月に全額の返済を受けている。</p> <p>なお、当該財団において、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした中期経営計画を策定しており、この計画に基づき経営状況、事業計画のチェックを行っているところである。</p>

		徳島県国際交流協会貸付金		<p>国際交流協会においては、平成16年3月に策定した第1期中期経営計画期間が終了したことから、平成19年3月に第1期経営計画の検証を盛り込んだ第2期経営計画を策定したところであり、この中で借入金の償還計画を定めている。</p> <p>県としては、この第1期・第2期経営計画に基づき収入増や支出減に努めながら計画的に貸付金の返済がなされるよう指導しているところであり、平成16年度から新規貸付は行わず、17年度以降計画的な償還を受けている。</p>
		徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金		平成17年12月に連帯保証人に対して保証債務履行請求訴訟を提起した
	情報開示		<p>県のバランスシート上、貸付金として表示されている債権の中には、当初の償還期限どおりに返済されず、本来は貸付金とは区分して表示すべき債権が存在する。</p> <p>債権として表示されているものの中には、明らかに回収不能と考えられる債権が含まれている。このような債権を何ら注記することなく、現状のまま表示することは、県民に対して適切な情報開示とはいえない。</p> <p>現在のところ未収金が流動資産の部に表示されているが、前述したとおり未収金はその性質上、流動資産に表示すべきものではなく投資等に通常の貸付金とは区分した形で表示すべきである。</p> <p>現在、よりわかりやすいバランスシートの作成方法について総務省で検討されているが、現段階においても、より正確かつ積極的な情報開示を検討すべきである。</p>	<p>総務省において検討が進められてきた新しいバランスシート等各種財務諸表の作成、いわゆる「新公会計制度」の導入については、全国的な作成・公表時期について、平成21年度（平成20年決算）を目標とされているが、本県では、平成19年度普通会計決算に基づき、1年前倒しによる「新公会計制度」を導入し、詳細な資産・負債情報を盛り込んだ新しい財務諸表を作成の上、平成20年11月に公表した。</p>
損失補償及び債務保証（いわゆる偶発債務）	損失補償の実態	財団法人徳島県総合健診センター	<p>損失補償の必要性、効果及び当該事業の公共性を考慮に入れた場合、損失補償そのものを中止することはできないであろう。したがって、今後は損失補償の内容を熟慮し、債務保証との相違を十分に理解した上で、本来あるべき損失補償契約を締結すべきである。</p>	<p>財団法人徳島県総合健診センターの建設費に係る損失補償については、県内の健診拠点としての重要な役割を担っていくうえで、損失補償そのものは中止することはできないものと思料する。なお、所期の事業目的は果たされつつあることを踏まえ、平成21年度限りで廃止する。</p>
		財団法人農業開発公社		<p>農地保有合理化事業に係る損失補償契約は、全国農地保有合理化協会の「農地保有合理化事業資金金融業務細則」のなかで様式が示され、契約内容につ</p>

			<p>いて検討する余地がない状況にあり、特に対策は講じていない。</p> <p>なお、この様式については、 全国農地保有合理化協会（以下「全国協会」という。）が貸し付ける資金については、農林水産省経営局長通知（「担い手育成資金の貸し付けについて」（平成14年4月1日付け13経営第7027号））により、「全国協会は担い手育成資金を貸し付ける場合には、債権の保全のために必要な措置をとるものとする。（第2の7担保措置）」とされている。</p> <p>を受け、全国協会は、「農地保有合理化事業資金融資業務規程」の中で、担保措置として、「農地保有合理化事業資金を貸し付ける場合には、当該貸付金の債権の保全のために必要な措置を講ずるものとする。（第4条（7）」とし、「農地保有合理化事業資金融資業務細則」の中で、「規程第4条の（7）の「当該貸付金の債権の保全のために必要な措置」とは都道府県との損失補償契約の締結とする。（第1）」としており、同第2の1の（2）で、「都道府県知事印を押印した損失補償契約書（様式第5号）」と様式を示している。</p> <p>全国的にも、本県と同様の上記様式に準じた損失補償契約を結んだ上で、公社事業が行われているところである。</p>
	<p>社団法人徳島県 林業公社</p>		<p>損失補償契約については、必要とされる内容を記載した契約となっていると考えるが、今後は全国における状況等にも留意しながら対応していく。</p>
機能するバランスシート		<p>損失補償も債務保証もともに偶発債務であり、その意味でオフバランス債務であることに代わりはない。しかし、林業公社に対する損失補償（49億8,046万円）については、今後の木材価格の動向によっては、オンバランス化される可能性がある。今までバランスシート上に表示されなかった債務が、いきなり顕在化した場合、今までバランスシート上で表されていた正味財産とは一体何を意味していたのかが問われるところである。</p>	<p>今後の木材価格の状況によりオンバランス化される可能性が懸念されるが、不確定な木材価格に左右される要素を含んでいることから、「問題解決プラン」の検証を行いながら、必要に応じて更なる経営改善対策を進めていくこととしている。</p>
		<p>徳島県は現在のところ、債務保証又は損失補償の総額（議決を得た限度額）のみを注記しており、損失の発生の可能性については情報開示されていない。現状では、</p>	<p>平成18年2月議会において「社団法人徳島県林業公社の経営改善計画について」として報告説明している。</p>

			少なくとも林業公社に関して特別な注記情報の表示が必要ではないだろうか。県民に対するアカウントビリティ（説明責任）の一つとして、十分な情報開示を行っていくべきである。	また、財政健全化法関連での県の財務状況の公表において、林業公社と県の関連状況についても平成20年9月に議会報告を行ったところである。
ころがし貸付	会計年度独立の原則がもたらした弊害	国民健康保険診療報酬支払基金貸付金	歳出予算に計上されたころがし貸付の財源を他に求めることができないため、同額を歳入予算に計上しなければならない必要性から考え出された方法と推測される。その結果、ころがし貸付の財源は、貸付先より調達しているという不自然な状態になってしまうのである。会計年度独立の原則の意味するところは、歳出に応じた歳入を確保し赤字にならないように予算編成をし、財政基盤を確保することにある。したがって、このようなころがし貸付は、今後できるだけ廃止する方向で検討されたい。	平成17年度限りで廃止した。
		財団法人徳島県総合健診センター施設設備事業資金貸付金		ころがし貸付については、平成20年度限りで廃止する。
		重度心身障害者医療費助成事業等に係る運営資金貸付金		平成17年度限りで廃止した。
		技能士研修施設整備資金貸付金		平成18年度は予算を計上したが、執行しないこととした。
		徳島県農協経営安定総合基金貸付金		現時点では、廃止することは困難である。 当基金は、JA徳島中央会において、農協経営の安定・農協信用力の向上を図るため、同基金の果実により農協合併の推進等を行うものであり、県もその支援を行うため、拠出を行ってきた。 現在は、合併支援のための借入金につき、県の当該貸付金3億円を含めた80億円の運用果実によって、平成26年度まで償還計画が立てられている。 仮に3億円の貸し付けを廃止した場合には、その果実分が不足し、借入金の償還に支障を来すこととなる。 次年度において、県信連に1.12%の利率で預入して運用される果実分を補助金等で代替する場合、約340万円の歳出予算が必要となり、費用対効果の面から現行方式の継続が不可欠である。 よって、当基金については、平成26年度までは貸付を実施することとしたい
漁協合併・信用事業統合促進対		この貸付金は平成19年度限りで廃止した。		

	策事業貸付金		
	水産会館整備資金貸付金		平成18年度限りで廃止した。
オフバランス債権が及ぼす影響		平成16年度の徳島県のバランスシートによると、歳計現金は266億8,429万円となっている。 自由に使うことのできる歳計現金は存在せず、むしろ155億円不足していることになる(実際に徳島県では、年度の途中で何度か一時借入れを行っており、その資金繰りをしている)。この情報が、現在のバランスシートでは把握できない。県は総務省からの通知に基づいてバランスシートを作成しており、その意味では正しい処理を行っているが、このようなバランスシートの欠点を十分に理解し、情報開示に工夫をする必要がある。	県では、総務省において検討が進められてきた「新公会計制度」について、全国的な導入目標を1年前倒しし、平成19年度普通会計決算に基づき、「新公会計制度」を導入した。 詳細な資産・負債情報を盛り込んだ新しいバランスシート等の財務諸表を、平成20年11月に公表したところであるが、国から示された「モデル」においても、「ころがし貸付」に関する情報開示は盛り込まれていない。 ご提案の内容については、今後の総務省との協議の場等を通じ、開示方法について意見していきたい。
おわりに		前述した滞留債権、偶発債務、ころがし貸付については、県民や県債の投資家にとって、正確な情報提供が行われていない可能性がある。今一度、バランスシートに係る全ての資産の実在性、負債の網羅性について検討を願いたい。 そして県民や県債の投資家等の意思決定を誤らせることのない正確かつ必要な情報を網羅したバランスシートの作成を望みたい。	